

< 「日専連」CBカード会員規約」一部改定のご案内 >

(改定項目のみ記載しております。)

- ・第16条：2022年11月15日より改定
- ・第23条(6)、第32条(2)②、第35条(1)(2)(3)：2023年2月1日より改定

第16条 (会員規約の変更、承認)

(1) 甲は、次の事項に該当する場合、本規約を変更することができるものとします。尚、本規約を変更する場合には、相当程度の周知期間を設けたうえで、会員に対して本規約を変更する旨及び変更後の内容並びに効力発生日を書面又はその他の方法により通知又は公表するものとします。

① 変更後の内容が、会員にとって一般の利益に適合するとき。

② 変更後の内容が、本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性・相当性その他の事情に照らして合理的であるとき。

(2) 甲は、会員が本規約変更に係る通知又は公表後にカードを利用した場合、当該変更内容を承認したものとみなします。

(3) なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

第23条 (カードショッピングの支払金の支払方法)

(6) リボルビング払の場合、カード利用代金を毎月末日に締切るものとし、会員は翌月15日より末日まで(休業の場合は翌営業日)に会員があらかじめ指定した日に、指定した残高スライド方式又は、定額払い方式に別途算出した手数料を含めた額を支払うものとします。申込時にご指定がない場合は、残高スライド標準コースとさせていただきます。どちらの場合でも、利用残高が申込時に指定・設定した金額以下となる場合は残金全額となります。残高スライド方式、定額払い方式とも手数料をこれに含めて支払うものとします(これを「弁済金」といいます)。手数料は毎月締切日のリボルビング利用残高に対して1.25%を乗じた額とします。手数料の実質年率は15.00%です。会員の申出があり甲が承認した場合は、毎月のカードショッピングの弁済金の変更、翌月弁済金の増額支払ができるものとします。

ただし、カード利用状況により、残高及び弁済金が会員設定の支払コースに適応しないと判断した場合には、甲から会員へ書面等による通知の上、支払コースの変更をすることがあります。

〔残高スライド方式〕

月々の弁済金(お支払い額)がご利用残高によって変動するお支払い方法です。(手数料を含む)

利用残高	10万円以下	20万円以下	30万円以下	40万円以下	50万円以下	60万円以下
標準コース 弁済金	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
短期コース 弁済金	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円

※利用残高が60万円超の場合、利用残高10万円増すごとに月々の弁済金が1万円加算されます。

【弁済金の具体的算定例】

残高スライド標準コースの場合で、前月末(1月末)の利用残高が105,000円であるとき

(1) 2月27日支払

利用残高 105,000円

弁済金 10,000円

手数料充当分 $105,000円 \times 15.0\% / 12ヶ月 = 1,312円$

元本充当分 $10,000円 - 1,312円 = 8,688円$

(2) 3月27日支払

利用残高 96,312円

弁済金 5,000円

手数料充当分 $96,312円 \times 15.0\% / 12ヶ月 = 1,203円$

元本充当分 $5,000円 - 1,203円 = 3,797円$

〔定額払い方式〕

ご利用残高に関わらず、毎月一定額(手数料を含む)をお支払いする方法です。

ショッピング 割賦枠	30万円 以下	70万円 以下	100万円 以下	140万円 以下	180万円 以下	200万円 以下	240万円 以下	240万円 超
月々の弁済金 規定額(最低額)	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円	30,000 円	35,000 円	40,000 円

【弁済金の具体的算定例】

定額 10,000 円コースの場合で、前月末（1 月末）の利用残高が 100,000 円であるとき

(1) 2 月 27 日支払

利用残高 100,000 円

弁済金 10,000 円（定額）

手数料充当分 $100,000 \text{ 円} \times 15.0\% / 12 \text{ ヶ月} = 1,250 \text{ 円}$

元本充当分 $10,000 \text{ 円} - 1,250 \text{ 円} = 8,750 \text{ 円}$

(2) 3 月 27 日支払

利用残高 91,250 円

弁済金 10,000 円（定額）

手数料充当分 $91,250 \text{ 円} \times 15.0\% / 12 \text{ ヶ月} = 1,140 \text{ 円}$

元本充当分 $10,000 \text{ 円} - 1,140 \text{ 円} = 8,860 \text{ 円}$

利用代金については、前項の支払方法の他任意に増額して支払うことができるものとします。

増額の申し出は、毎月月末までとします。

第32条（キャッシングサービスの返済方法）

(2)②リボルビング払、分割払の利息は実質年率 18.00% とし返済方法・返済回数は次のとおりとします。

（残高スライド・リボルビング払の毎月の返済額）

利用残高	5 万円以下	10 万円以下	20 万円以下	20 万円超
毎月の返済額（利息を含む）	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円

リボルビング払いの場合には、毎月末日を締切日とした利用残高に対し実質年率 18.0% を乗じて日割計算（1 年を 366 日とする。）により算出した利息を含めた所定の返済額を甲に返済するものとします。返済額（お支払コース）は、ご指定がない場合は残高スライドコースとさせていただきます。利用残高が申込時に指定・設定した金額以下となる場合は残金全額となります。また、会員が希望し、甲が認めた場合には、甲所定の手続により変更できるものとします。なお、会員が上記以外の甲所定の返済額（支払コース）を希望し、甲が認めた場合にも、甲所定の手続により変更できるものとします。

（分割払の毎月の返済元金）

融資金を指定回数で除した金額とします。但し、月々の返済元金の単位は 1 円とし端数が発生した場合は初回に算入するものとします。利息の支払はそれぞれ毎月の返済元金に加算して支払うものとします。

返済回数(回)	3 回払	6 回払	10 回払	12 回払	15 回払	18 回払	20 回払
返済期間(ヶ月)	3	6	10	12	15	18	20

（リボルビング払、分割払の利息）

- ・新規ご融資分の利息は、「新規ご融資金 \times 18.00% \times ご利用日数（ご利用日翌日から今回お支払日までの日数） \div 366 日」
- ・残高分の利息は、「前回ご返済後残高 \times 18.00% \times ご利用日数（前回お支払日翌日から今回お支払日までの日数） \div 366 日」

第35条（キャッシングサービスにおける書面の同意）

- (1) 会員は、甲が貸金業法第 17 条（契約締結時の書面の交付）6 項の規定に基づき、同条 1 項の規定による書面の交付に代えて、極度方式貸付けに関する契約の一定期間における貸付け及び返済その他の取引の状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付することをあらかじめ同意するものとします。
- (2) 会員は、甲が貸金業法第 18 条（受取証書の交付）3 項の規定に基づき、同条 1 項の規定による書面の交付に代えて、極度方式貸付けに関する契約による債権の全部又は一部について返済を受けた場合において、一定期間の貸付け、返済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他甲所定の方法により交付することを承諾するものとします。
- (3) 会員が希望し、甲所定の手続を行った場合、本条(1)及び(2)に定める貸付け及び返済その他の取引の状況を記載した書面を電磁的方法により交付するものとします。電磁的方法により書面を交付する場合には、本条(1)及び(2)に定める貸付け及び返済その他の取引の状況を記載した書面の送付が停止されることを承諾し、会員の責任において、電磁的方法により交付した書面を閲覧、印刷し、毎月確認するものとします。なお、会員は、甲所定の方法によりいつでも交付方法を変更できるものとします。また、甲が電磁的方法による書面の交付を不適当と判断した場合、会員は、郵送その他甲所定の交付方法に変更されても異議がないものとします。